

令和7年度 有料老人ホーム 集団指導



本年度の指導テーマ(目次)

- 1 行政処分の傾向
- 2 立入検査の指摘事例
- 3 高齢者虐待防止
- 4 介護保険サービスの適正利用
- 5 指導指針の改正点
- 6 自主点検表の活用

1 行政処分の傾向

2 立入検査の指摘事例

3 高齢者虐待防止

4 介護保険サービスの適正利用

5 指導指針の改正点

6 自主点検表の活用

行政処分傾向

行政処分の類型

行政処分	処分要件	根拠法令
改善命令	1. 老人福祉法第29条第6項から第11項に違反したと認めるとき 2. 入居者の処遇に関し不当な行為又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき 3. その他入居者の保護のため必要があると認めるとき	老人福祉法第29条15項
事業の制限命令・停止命令	1. 老人福祉法・その他老人の福祉に関する法律等又はこれらに基づく命令処分に違反した場合 かつ 2. 入居者の保護のため特に必要があると認めるとき	老人福祉法第29条16項

行政処分の傾向

全国の行政処分件数

行政処分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計
改善命令	1	7	11	0	3	6	4	33
事業の制限命令・停止命令	0	0	0	1	0	0	0	1

- 行政処分の件数は少ないですが、その裏にはこれをはるかに上回る数の違反行為は存在していると考えられます。
- 特に虐待事案は、改善命令が発出される主な要因の一つです。

出典

- 「有料老人ホームの現状と課題・論点について」2025.4.14厚生労働省老健局

行政処分の傾向

改善命令の主な違反行為

- 身体的・心理的虐待
- 不適切な身体拘束
- 職員配置の基準違反
- 届出・帳簿の不備

- ・ 特に虐待や人員不足は厳しく問われる傾向

出典

- ・ 「有料老人ホームの現状と課題・論点について」2025.4.14厚生労働省老健局

1 行政処分の傾向

2 立入検査の指摘事例

3 高齢者虐待防止

4 介護保険サービスの適正利用

5 指導指針の改正点

6 自主点検表の活用

立入検査の指摘事例

指摘事例

- 事例は代表的なものを抜粋しました。
- 詳細な運営判断は関係法令を参照してください。
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は介護保険法令も確認してください。

立入検査の指摘事例

【事例1】職員の配置（日中の職員不在）

内容	ある施設では、日中に職員が誰も配置されていない日が月の半数以上ありました。多くの入居者が日中は併設の通所介護事業所を利用していたため、ホーム内に残る入居者は少数でしたが、職員不在の時間帯があることは、緊急時対応の観点から重大な問題です。
指摘事項	運営指導指針では、常時1人以上の職員を配置し、要介護者25人ごとに常時1人以上を目安に直接処遇職員を配置することを求めています。この施設に対しては、この運営指導指針に沿って直接処遇職員を配置することを指導しました。
是正のポイント	併設事業所と兼務する職員の勤務状況とサービス提供範囲を明確に区分し、有料老人ホームと介護保険サービスの勤務表を分けて作成・確認することで、人員基準の充足状況を日々把握できます。

根拠法令

前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針7(1)イ・ウ

立入検査の指摘事例

【事例2】職員の配置（勤務時間の重複）

内容	有料老人ホームの職員が併設の通所介護でも勤務しており、勤務時間が重複していたため、サービスごとの勤務時間帯が明確に区分されていませんでした。兼務職員の活動状況が記録されておらず、人員基準を満たしているか確認できない状況でした。
指摘事項	兼務職員については、勤務表上でサービスごとの勤務時間帯を明確に区分し、ホームの勤務時間帯において直接処遇職員が基準を満たすよう指導しました。
是正のポイント	勤務表をサービスごとに分け、サービスごとの勤務時間帯が重複しないように管理を徹底してください。

根拠法令

前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針7(1)イ・ウ

立入検査の指摘事例

【事例3】非常災害対策に関する事例

内容	ある施設では非常災害訓練を年2回実施していましたが、いずれも昼間を想定した訓練のみでした。
指摘事項	昼間の訓練に夜間または夜間を想定した訓練を加えて年2回以上実施するよう指導しました。
是正のポイント	職員が少ない夜間を想定した避難・救出訓練を計画し、自力避難が困難な入居者への対応も含めた実践的な訓練を行ってください。

根拠法令

- ・ 前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針8(6)ア
- ・ 社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日社施第107号)

立入検査の指摘事例

【事例4】契約内容に関する事例

内容	ある施設では、入居契約に際して家族等に連帯保証人を求めていましたが、契約書に債務の上限(極度額)が記載されておらず、「入居者が負う一切の債務を保証する」との内容で契約が締結されていました。極度額を定めない保証契約は、その効力を生じないものとされています。
指摘事項	令和2年4月1日施行の民法改正により、個人根保証契約には極度額(保証限度額)の定めが必要です。立入検査では、保証契約書および重要事項説明書に極度額の記載がない点を確認し、契約書に極度額を明記するよう指導しました。
是正のポイント	個人保証を求める場合は、必ず「極度額(例:〇〇万円)」を明記した条項を契約書に盛り込んでください。 令和2年4月1日以降に契約を締結した既存入居者についても、極度額未記載の場合は速やかに変更契約書を取り交わすなどの対応が必要です。なお、契約書や重要事項説明書、管理規程の内容を修正した場合は、前橋市役所介護保険課へ変更届出が必要です。

根拠法令

前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針12(2)ク

有料老人ホームにおける民法改正に係る対応について(令和2年6月16日前橋市長)

立入検査の指摘事例

【事例5】事故報告に関する事例

内容	ある施設では、夜間に入居者が転倒し大腿骨を骨折する事故が発生しましたが、市への事故報告書が提出されていませんでした。
指摘事項	重大事故が発生した場合は、直ちに前橋市長（介護保険課給付適正化係）へ報告するよう指導しました。
是正のポイント	「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」を参照し、事故等発生時には即時の電話連絡と速やかな事故報告書の提出を徹底してください。医療機関との連携や再発防止策の検証も忘れずに行いましょう。

根拠法令

- 前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針12(8)(9)
- 前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領（前橋市令和4年12月5日施行）3、4及び5

立入検査の指摘事例

前橋市への報告が必要な事故

1. 利用者等が医療機関で受診を要したけが・やけど・異食・誤嚥・誤薬など
2. 利用者の離設・行方不明
3. 食中毒
4. 感染症の集団発生
5. 職員・利用者等による法令違反や不祥事
6. 天災等による施設の損壊
7. その他の重大事故

出典

- ・ 前橋市ホームページ「介護保険のサービス提供時に発生した事故等の報告」
- ・ 前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領（前橋市令和4年12月5日施行）3

立入検査の指摘事例

【事例6】高齢者虐待防止に関する事例

内容	ある施設では、虐待の防止のための指針を定め担当者を置いているものの、虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催しておらず、また、職員に対し虐待の防止のための研修を実施していませんでした。
指摘事項	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るよう指導しました。また、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するよう指導しました。
是正のポイント	委員会や研修は定期的に開催できるよう計画的に取り組んでください。 また、委員会・研修を実施した場合は実施日・参加者・実施内容がわかる記録を作成してください。

根拠法令

前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針9(4)

立入検査の指摘事例

【事例7】身体的拘束等に関する事例

内容	ある施設では、入居者に対して身体的拘束を実施しているものの、実施するに当たり、施設内でその妥当性（切迫性、非代替性、一時性）や実施方法を検討していませんでした。
指摘事項	次のとおり指導しました。 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の点に留意すること。 (1) 身体的拘束を実施するに当たり、その妥当性（切迫性、非代替性、一時性）や実施方法を検討すること。 (2) 拘束が必要な理由、拘束の方法、拘束の時間帯及び拘束期間について記録し、入居者又はその家族に対し説明すること。なお、拘束期間を設定するとともに、拘束期間ごとに入居者又はその家族に対し説明すること。 (3) 身体的拘束の解除に向けた検討について、随時行うこと。 (4) 身体的拘束を実施した際の入居者の心身の状態等について経過観察を行うこと。
是正のポイント	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、上記のことについて検討してください。

根拠法令

前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針9(5)(6)(7)

立入検査の指摘事例

【事例8】入居者募集等に関する事例

内容	ある施設では、パンフレット等に「24時間看護師常駐」と表記をしていましたが、実際には施設として訪問看護師を配置するのではなく、併設の訪問看護事業所に配置している看護師のことを説明していたことが判明しました。
指摘事項	入居募集に当たっては、ホームページやパンフレット等の実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年4月2日公正取引委員会告示第3号）」を遵守するよう指導しました。
是正のポイント	特定の介護保険事業所のサービス提供を受ける前提で「24時間看護師常駐」等と表記することは、利用者側に誤解を与える可能性があるため留意してください。

根拠法令

前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針12(6)

立入検査の指摘事例

【事例9】重要事項説明書の不備に関する事例

内容	ある施設では、重要事項説明書における利用料金の説明が、管理規程の規定と異なり、実態とも相違があることが判明しました。
指摘事項	重要事項説明書について、不備のある箇所を確認しましたので改善するとともに、当該重要事項説明書の変更について、前橋市長（介護保険課事業所指定係）に届け出るよう指導しました。
是正のポイント	重要事項説明書、管理規程、施設の実態が一致していない事例が多く見られるため定期的に確認をお願いします。

根拠法令

前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針12(4)

立入検査の指摘事例

まとめ

- 法令・指導指針に基づく基本事項の履行が重要
- 入居者本位の視点を常に持つこと
- 「自施設は大丈夫」と過信せず、体制を再確認

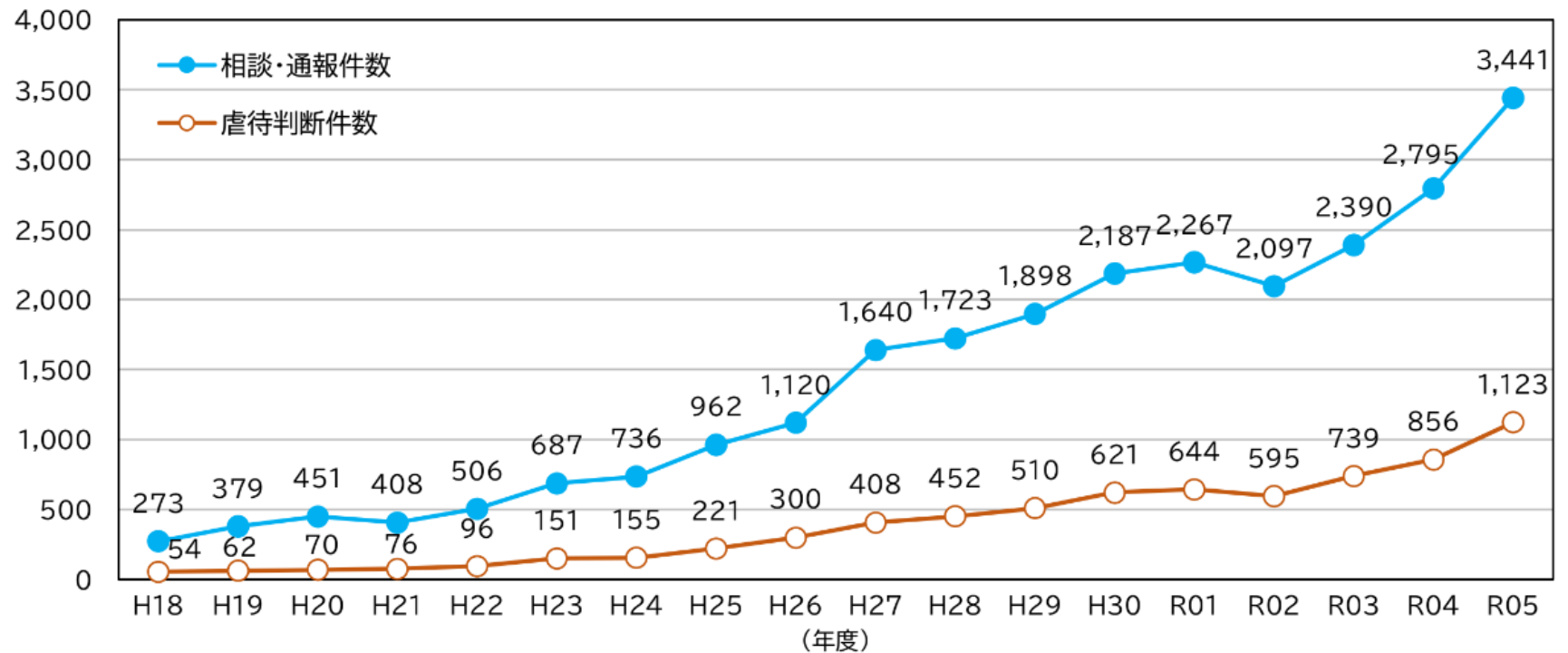
- 1 行政処分の傾向
- 2 立入検査の指摘事例
- 3 高齢者虐待防止**
- 4 介護保険サービスの適正利用
- 5 指導指針の改正点
- 6 自主点検表の活用

高齢者虐待防止

高齢者虐待防止の重要性

(件)

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



- 虐待件数は年々増加、令和5年度は過去最多
- 再発事案も多く、施設の体制強化が急務
- 未然防止と迅速な初動対応が求められる

高齢者虐待防止

- 1 高齢者虐待防止に関わる関係法令
- 2 高齢者虐待の捉え方
- 3 通報する義務
- 4 設置者の義務
- 5 指摘事例と是正のポイント

① 高齢者虐待防止に関わる関係法令

高齢者虐待防止法とは

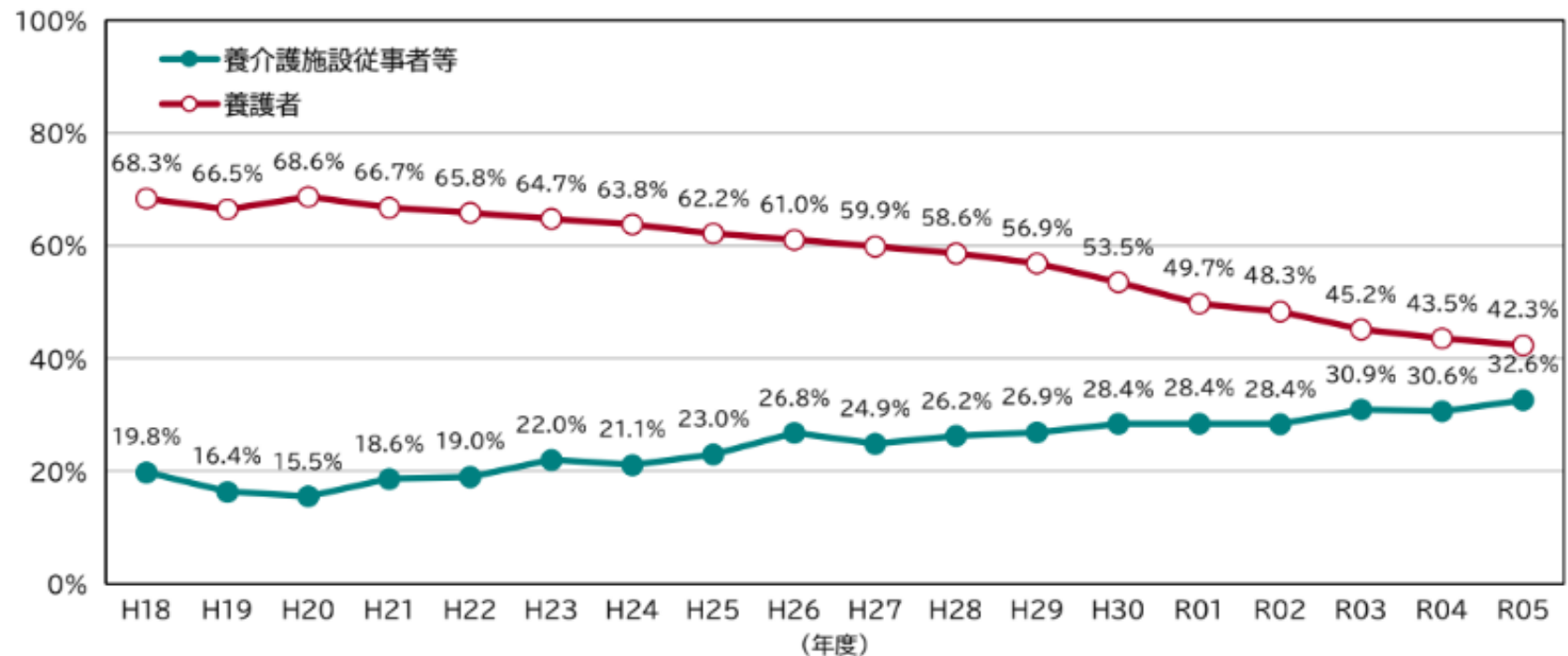
正式名称	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
制定背景	家庭・施設での虐待事案の社会問題化
施行	平成18年4月
目的	高齢者の権利利益の擁護

1 高齢者虐待防止に関わる関係法令

高齢者虐待の分類

- 養護者による
高齢者虐待
- 養介護施設従事者等による
高齢者虐待

虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数割合の推移



- 「有料老人ホームの業務に従事する者が、当該施設に入所する高齢者に対して行う虐待行為」は、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に該当します。
- 虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合の推移をみると、養介護施設従事者等による虐待件数の割合は増加傾向にあります。

2 高齢者虐待の捉え方

高齢者虐待の5つの類型

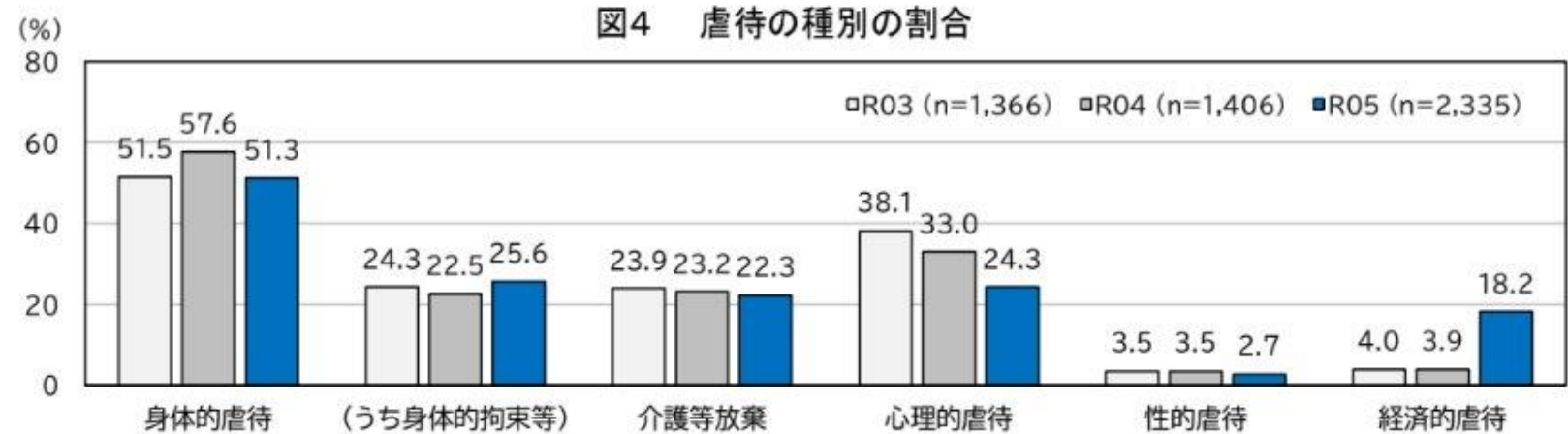
(イ) 身体的虐待

(ロ) 介護・世話の放棄・放任

(ハ) 心理的虐待

(ニ) 性的虐待

(ホ) 経済的虐待



※各年度において個人が特定できた被虐待者の総数に対する集計(複数回答)。

- 身体的虐待の割合が最も大きく、次いで心理的虐待の割合が大きくなっています。
- 令和5年度は経済的虐待の割合が大きく伸びています。

2 高齢者虐待の捉え方

(イ) 身体的虐待

虐待行為	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
具体例	- 平手打ちをする。つねる。蹴る。殴る。やけど、打撲をさせる。 - 本人に向け物を投げつける。 - 医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制。

- 高齢者の身体に接触しなくても高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断します。
- 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束等 も身体的虐待となります。

2 高齢者虐待の捉え方

(ロ) 介護・世話の放棄・放任

虐待行為	高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
具体例	- 入浴しておらず異臭がする、汚れのひどい服を着させている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 - 褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 - 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 - ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。

- 施設管理者が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠ることもネグレクトに該当します。

2 高齢者虐待の捉え方

(ハ) 心理的虐待

虐待行為	・ 高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
具体例	・ 「ここにいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。 ・ 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などという。 ・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口を言いふらす。 ・ トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 ・ 車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・ 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。

2 高齢者虐待の捉え方

(二) 性的虐待

虐待行為	高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
具体例	- 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 - 人前でおむつ交換をし、その場面を見せないための配慮をしない。

2 高齢者虐待の捉え方

(木) 経済的虐待

虐待行為	・ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
具体例	・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 ・ 事務所に金銭を寄付や寄贈するよう強要する。 ・ 高齢者のお金を無断で使う、処分する、無断流用する。

2 高齢者虐待の捉え方

虐待の類型まとめ

- ここで紹介したのは代表例にすぎない
- 日常のケアが虐待に該当しないか、常に確認を
- 入居者の尊厳を守る視点を忘れずに

通報する義務の法的根拠

虐待防止法 第5条第1項	福祉関係者は虐待の早期発見に努める義務
虐待防止法 第21条第1項	虐待を発見した場合は市町村に速やかに通報

通報者の保護

虐待防止法 第21条第6項	通報は守秘義務違反に該当しない
虐待防止法 第21条第7項	通報による不利益な取扱いは禁止

- 刑法の秘密漏示罪等も通報を妨げるものではありません。

3 通報する義務

通報・相談先

養介護施設従事者による高齢者虐待

通報先	前橋市介護保険課事業所指定係
電話番号	027-898-6132

- 日頃から連絡先を確認・共有しておくことが重要です。

虐待防止のための4つの取り組み

1. 虐待防止委員会の定期開催
2. 虐待防止のための指針の整備
3. 職員研修の定期実施
4. 虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置

- 虐待防止は設置者の法的責任
- 経過措置は令和6年3月末で終了

1. 虐待防止委員会の定期開催

- 定期的な開催が必要
- 対策の検討・情報共有を行い、全職員に周知

- 実効性のある委員会運営（形式的にならない工夫）をお願いします。

根拠

前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針9(4)イ

2. 虐待防止のための指針の整備

- 例として次のような項目を盛り込むことが有効
 - イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
 - ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
 - ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
 - ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
 - ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
 - ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
 - ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
 - チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
 - リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

根拠

前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針9(4)ウ

3. 職員研修の定期実施

- 全職員対象に定期的な研修を実施
- 新人研修・年次研修に組み込み、継続的に啓発

虐待防止研修プログラム例

介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業

<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php>

MS&ADインターリスク総研株式会社のHPから、調査研究／官公庁受託事業「医療／介護／障害福祉／子ども・児童福祉等」2020年度をご覧ください。

根拠

前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針9(4)エ

4. 虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置

- 虐待防止対策を推進・管理する担当者を配置
- 当該担当者は、身体的拘束等適正化検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい

- 責任の所在を明確にし、迅速な対応体制を整備

根拠

前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針9(4)才

虐待ゼロを目指して

- 速やかに体制を整備することが必要です。
- 入居者の尊厳と安全を守るため、全職員での取組をお願いします。

体制整備の参考例

施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf> 報告書別冊.PDF

- 1 行政処分の傾向
- 2 立入検査の指摘事例
- 3 高齢者虐待防止
- 4 介護保険サービスの適正利用**
- 5 指導指針の改正点
- 6 自主点検表の活用

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない
有料老人ホームを対象としています。

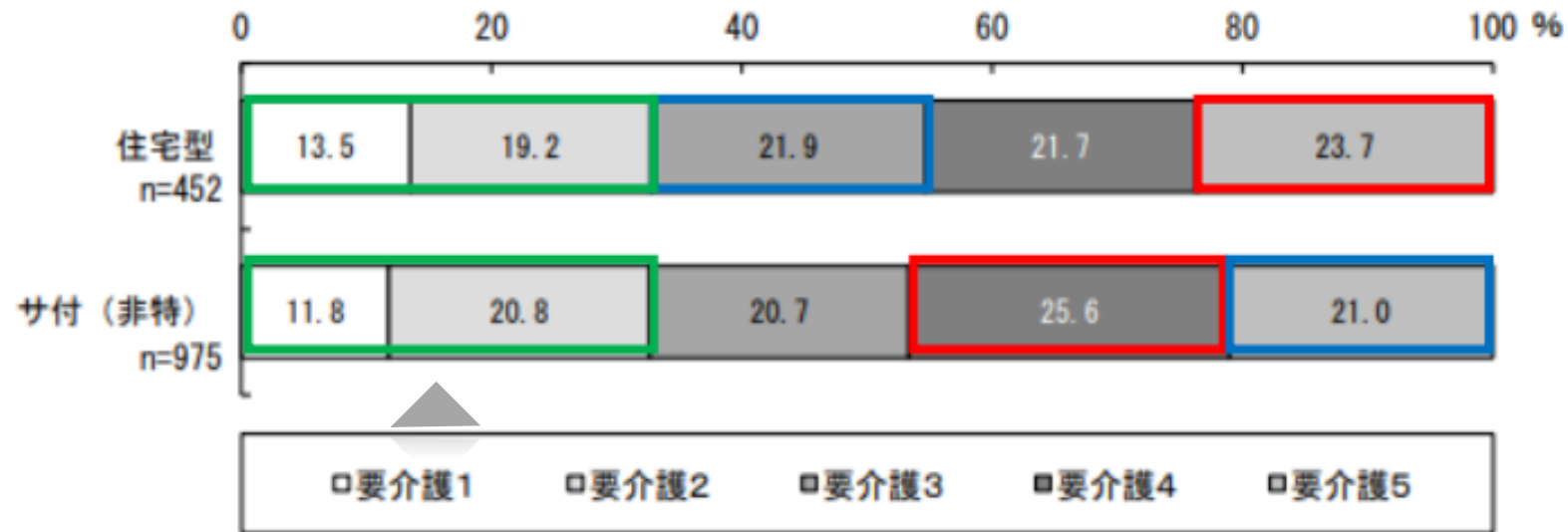
介護保険サービスの適正利用

1. 本テーマの背景
2. 法令・指針が求める適正利用の原則
3. 不適切事例
4. 不適切な対応に関するチェックリスト
5. 適切なケアマネジメントが施設運営にもたらす効果

1. 本テーマの背景

区分支給限度額を超えるサービス利用の実態

図表 156 区分支給限度額を超えて利用している人の要介護度別内訳(人数積み上げ)
(特定施設の指定を受けていない施設のみ)



出典：令和6年度老健事業「高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業」

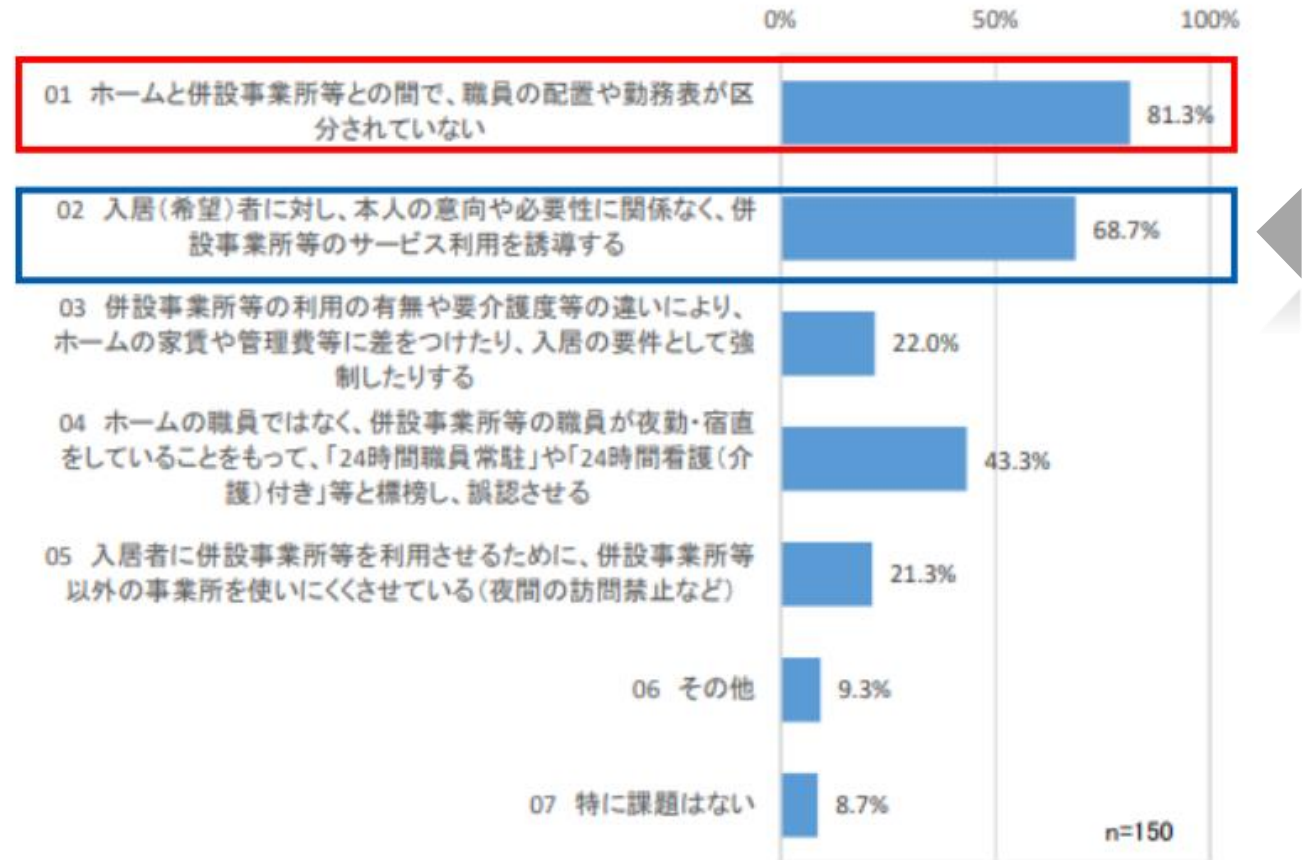
- 要介護1・2の軽度者でも限度額超過の事例が多く報告されている。

1. 本テーマの背景

併設事業所への誘導の実態

- 住宅型有料老人ホームの併設事業所等に関して、「入居者の意向や必要性に関係なく、併設事業所のサービス利用を誘導している」との課題を、68.7%の自治体が認識していることが明らかになった。
- 利用者本位の原則が損なわれている可能性

図表Ⅱ-4-7 住宅型有料老人ホーム併設事業所等に関する課題(複数回答)



出典：令和6年度老健事業「多様化する有料老人ホームに対する指導監督のあり方に関する調査研究事業」

1. 本テーマの背景

本テーマの目的

- 適正利用の理解を深め、制度の趣旨に沿った運営を促進

出典

厚労省「住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等におけるケアマネジメント等の考え方」

パンフレット(令和3年度)



2. 法令・指針が求める適正利用の原則

介護保険サービスの適正利用に関する基本原則

- 適正利用の原則は、入居者の権利とケアの質を守るための基盤
- 本項目では、2つの原則を法令と指針に基づいて解説

2. 法令・指針が求める適正利用の原則

原則1 入居者の選択権の尊重

- 入居者は介護サービス事業者を自由に選べる権利を持つ
- 施設職員は近隣の事業所情報を提供する義務がある
- 特定の事業者への誘導・限定は禁止

- 利用者本位のサービス提供が求められる

根拠

前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第4条及び第7条

前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針8(10)

2. 法令・指針が求める適正利用の原則

原則2 ケアマネジメントの独立性

- ケアマネジャーは利用者の希望とアセスメントに基づきケアプランを作成
- 施設職員は協力はあるが、内容への不当な介入は禁止
- ケアマネジメントは専門職の職務であり、独立性が保障されるべき

- ケアプランの中立性と専門性を守るための規定です。

根拠

前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第16条

2. 法令・指針が求める適正利用の原則

まとめと注意喚起

- 不適切なサービス利用の多くは、これらの原則違反に起因
- 入居者の権利とケアマネジメントの独立性を尊重した運営を
- 職員全体での理解と実践が重要

- 原則の遵守が適正利用の第一歩

3. 不適切事例

介護保険サービスの不適切な利用事例

- 実際に確認された代表的な不適切事例を紹介
- 入居者の選択権やケアマネジメントの独立性が侵害されている点に注目

3. 不適切事例

事例① 希望を無視したサービスの強要

高齢者向け住まいが運営するデイサービスを週5日利用
するよう提案された。

自宅で生活しているときは、デイサービスは週2回だった
のに…。

**「入浴日の週2回利用で十分」との希望を住まい職員に
伝えたら、「他の入居者にも毎日利用してもらっています。
デイに行かないと食事が取れませんよ」と取り合ってもら
えなかった。**

ケアマネにも相談したが同じ反応で、どうやらケアマネ
は住まいから同じ対応をするように指示を受けているよう
だった。



出典 厚労省「住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等におけるケアマネジメント等の考え方」パンフレット（令和3年度）

3. 不適切事例

事例② 体調不良でも通所を強制



デイサービスに毎日行くことになっている。体調が悪く部屋で休みたいと伝えても、「デイサービスで休んでください」と言われ、毎日1階のデイサービスに連れて行かれる。

しかし、通っているデイサービスには、静養用のベット、リクライニング車いす等がなく、席の机で頭を伏せて休むことしかできない。

出典 厚労省「住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等におけるケアマネジメント等の考え方」パンフレット（令和3年度）

3. 不適切事例

事例③ 契約外の条件付き値引き

入居契約時に、値引き（月額 1～2万円）することを条件に介護サービスの利用を強要された。
契約書上は本来の正当な金額表示であり、値引きに関する文章は存在しない…。



出典 厚労省「住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等におけるケアマネジメント等の考え方」パンフレット（令和3年度）

3. 不適切事例

事例④ 生活の自由と引き換えの値引き



住まいの法人から、「うちの介護保険サービスを利用して、私的な外出・病院受診など含めて住まいの都合に合わせてスケジュールしてくれば、料金を毎月1万円値引する」と言われた。これではサービスが多い平日は外出できないと言われたことと同じ。自由な時間が多い日曜日には病院が休みなので困っている。

出典 厚労省「住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等におけるケアマネジメント等の考え方」パンフレット（令和3年度）

3. 不適切事例

事例⑤ 外部サービスの利用拒否

専門的なリハビリを受けたくて通所リハビリを利用をしたいと伝えたが、外部の介護保険サービスは利用できないと言われ、高齢者向け住まいが運営しているデイサービスの利用を継続させられた。



出典 厚労省「住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等におけるケアマネジメント等の考え方」パンフレット（令和3年度）

4. 不適切な対応に関するチェックリスト

チェックリスト

- 入居者の権利とケアマネジメントの独立性を守るための確認項目
- 契約内容と実態の両面から点検を

4. 不適切な対応に関するチェックリスト

【契約上の問題】

- ❑ 特定の介護保険サービスや提供事業所の活用が契約条件として決められていませんか？または入居者本人や家族としては契約条件と同一視できるような形になっていませんか？
- ❑ 本人の状態にかかわらず区分支給限度基準額上限まで特定のサービスを入れることが契約条件になっていませんか？または契約条件と同一視できるような形になっていませんか？
- ❑ 入居契約上特定のサービスを利用すること、併設事業所のサービスを多く利用すること、その他のサービスも含め介護保険サービスを多く利用することを条件に入居費用を割引していませんか？

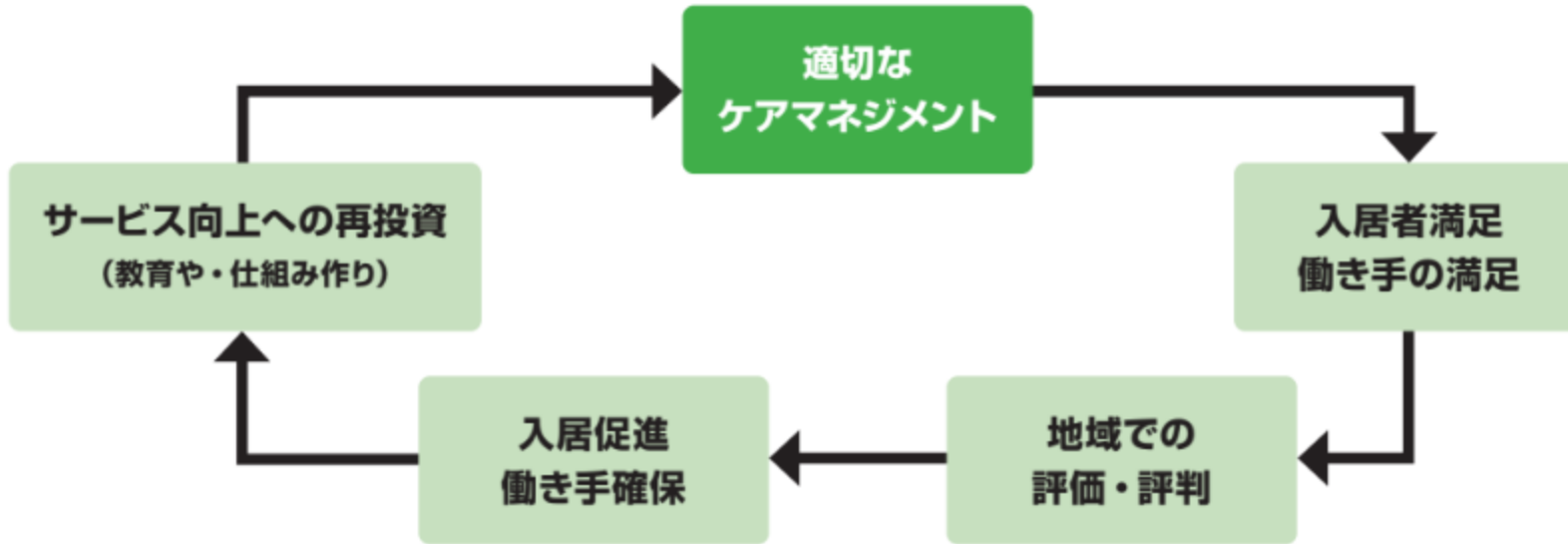
4. 不適切な対応に関するチェックリスト

【実態としての問題】

- 介護保険サービスの内容が、本人の希望よりも、特定の法人（住まい運営法人と同じなど）のサービスを優先したものになっていませんか？例えばご本人の要望や状態に関係なく、併設された同一法人の事業所のサービスを積極的に活用するようにしていませんか？
- 追加サービスが客観的に不要な状態で、ご本人の希望もないのに、区分支給限度基準額に余裕があるだけで、住まい運営法人が運営する介護保険サービスを追加していませんか？
- 住まい運営法人には医療系サービスがない場合などに、（その法人の）別サービスを優先していて、医療関連のアセスメントやサービス提供が不足していることはありませんか？
- 入居時に、ケアマネジャーからのケアプラン説明をさせない、相談があった場合も住まい職員が説明するなどのケースはありませんか？利用票のサインを、住まい職員が代筆していることはありませんか？

5. 適切なケアマネジメントが施設運営にもたらす効果

入居者満足・職員の働きやすさ・経営安定の好循環を目指して



入居者の満足度向上

→入居者の尊厳と制度の信頼性を守るために

職員の満足度向上

→適切な支援体制により働きやすさが向上

5. 適切なケアマネジメントが施設運営にもたらす効果

調査結果から見る効果

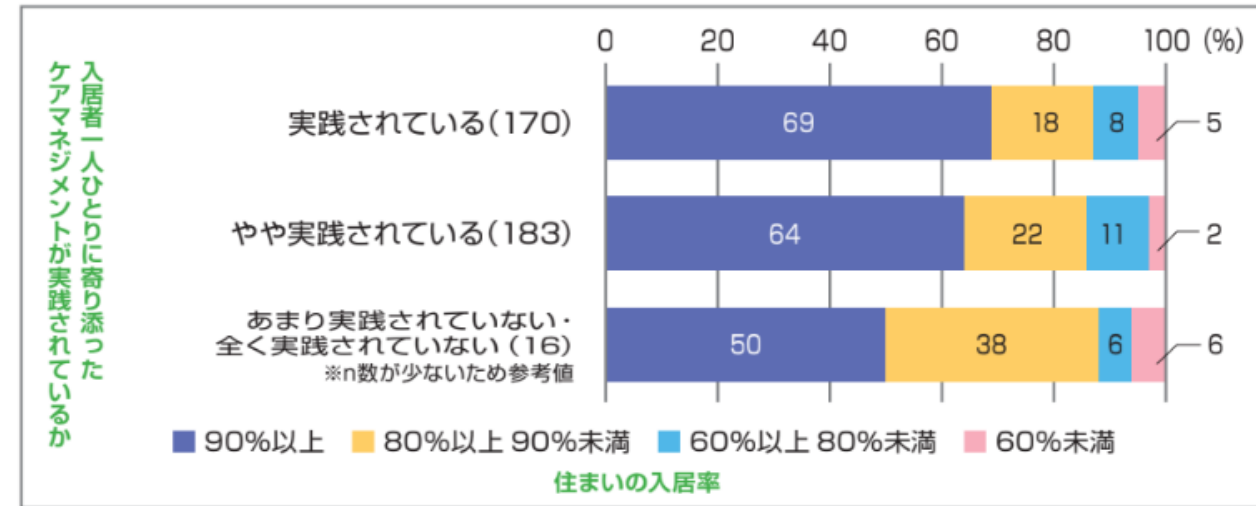
適切なケアマネジメントが実践できている」施設ほど

→入居率が高い傾向

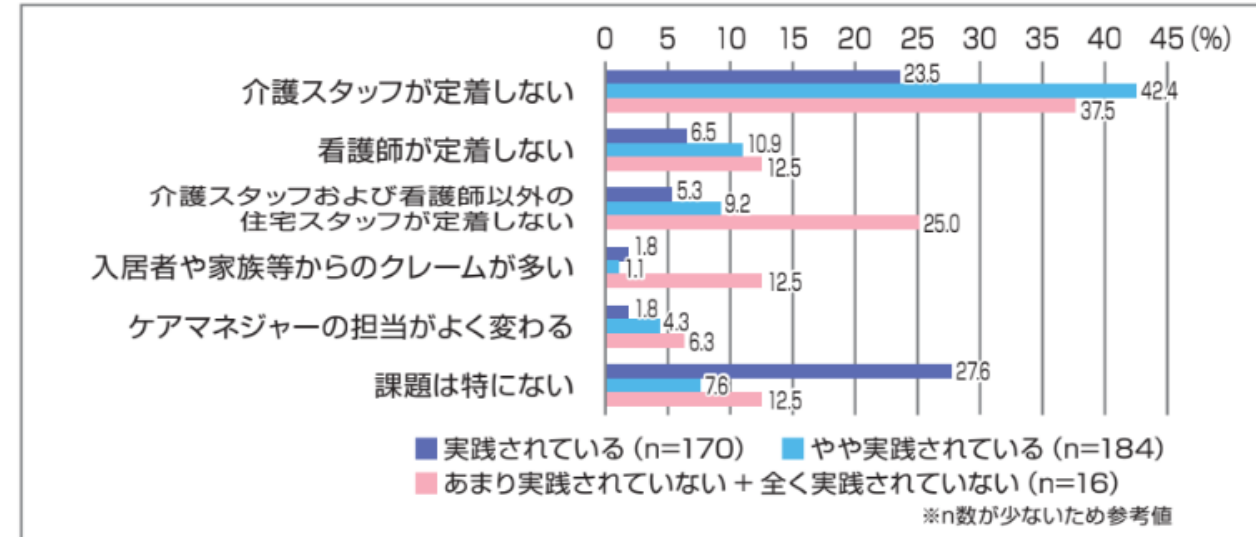
→人材確保の課題が少ない傾向

ケアマネジメントの質が経営指標にも影響

適切なケアマネジメントの実践認識 と その住まいの入居率（住まい職員回答）



適切なケアマネジメントの実践認識 と その住まいが抱える課題（住まい職員回答）



- 1 行政処分の傾向
- 2 立入検査の指摘事例
- 3 高齢者虐待防止
- 4 介護保険サービスの適正利用
- 5 指導指針の改正点**
- 6 自主点検表の活用

指導指針・重要事項説明書の改正点

改正の対象

- 前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針
- 有料老人ホーム重要事項説明書(前橋市様式)

- 令和7年4月1日施行の改正内容を解説します。
- 各施設での体制整備に活用してください。

指導指針の主な改正事項

主な改正ポイント3点

1 医療連携の充実

- 医療機関との連携体制の明確化

2 既存建築物活用の特例拡充

- 柔軟な施設整備を可能に

3 入居者募集等の留意事項

- 情報提供事業者との適切な関わりを規定

- 各施設における実務と照らし合わせながら確認を行ってください。

1 医療連携の充実

医療連携強化の内容

1. 協力医療機関の常時対応化
2. 感染症発生時の連携強化
3. 退院時の再入居支援

- 今回の改正により、関連条文が大幅に補強されました。

1 医療連携の充実

1. 協力医療機関の常時対応化

- 常時対応体制を確保した協力医療機関を定めるよう努めること

(新)
8 有料老人ホーム等事業の運営
(9) 医療機関等との連携
ア 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。

(旧)
8 有料老人ホーム事業の運営
(9) 医療機関等との連携
ア 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。【新設】

従来: 契約のみ

今回: 常時の相談・診療体制の確保が努力義務に

根拠

前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針8(9)ア

1 医療連携の充実

2. 感染症発生時の連携強化

● 協力医療機関との連携体制の整備

(新)

8 有料老人ホーム等事業の運営

(9) 医療機関等との連携

イ 当該有料老人ホーム等の設置者は、感染症の予防 及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 17 項に規定する第二種 協定指定医療機関との間で、新興感染症(同条第 7 項 に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項 に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新 感染症をいう。)の発生時等の対応を取り決めるよう努 めること。

ウ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場 合においては、当該第二種協定指定医療機関との間 で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行う こと。

(旧)

8 有料老人ホーム事業の運営

(9) 医療機関等との連携

【新設】

【新設】

対応内容

- 感染症発生時の取り決め
- 受入・搬送フローの事前協議

根拠

前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針8(9)イ・ウ

1 医療連携の充実

3. 退院時の再入居支援

● 入院後に症状が軽快した入居者の速やかな再入居を努力義務化

(新) 8 有料老人ホーム等事業の運営 (9) 医療機関等との連携 エ 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホーム等に速やかに入居させることができるよう努めること。	(旧) 8 有料老人ホーム事業の運営 (9) 医療機関等との連携 【新設】
--	---

根拠

前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針8(9)エ

2 既存建築物活用の特例拡充

対象建築物

- 延べ面積200㎡未満
- 階数3以下の既存戸建住宅等
(小規模一戸建て)

特例内容

在館者が迅速に避難できる措置を講じることで、耐火建築物または準耐火建築物であることを不要とする

(新)

6 既存建築物等の活用の場合等の特例

(3) 戸建住宅等(延べ面積 200 平方メートル未満かつ階数 3 以下)を有料老人ホームとして利用する場合においては、在館者が迅速に避難できる措置を講じることにより、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(旧)

6 既存建築物等の活用の場合等の特例

【新設】

根拠

前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針6(3)

3 入居者募集等の留意事項

留意事項の内容

1. 不適切な手数料設定の禁止
2. 事前把握の努力義務

- 紹介業者との契約における適正な対応の徹底

1. 不適切な手数料設定の禁止

- 介護度や医療ニーズによる差別的手数料の禁止
- 優先紹介の対価としての高額手数料の禁止

(新)

(6) 入居者募集等

ウ 入居募集に当たり、有料老人ホーム等が、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。

(ア) 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。

また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。

(旧)

(6) 入居者募集等

【新設】

- 社会保障費の不適切な消費を助長するような手数料設定は禁止されています。

3 入居者募集等の留意事項

2. 事前把握の努力義務

- 業者選定前の確認
 - 業者選定前に、サービス内容・手数料の有無・金額を確認
- 届出公表制度の活用
 - 「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」の活用推奨

(新)

(6) 入居者募集等

(1) 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。

また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。

(旧)

(6) 入居者募集等

【新設】

- 社会保障費の不適切な消費を助長しないよう十分に注意

対応のポイントまとめ

- 差別的・高額な手数料設定を行わない／応じない
- 紹介業者のサービス内容と手数料を事前に把握
- 届出公表制度に登録された業者を優先的に選定

指導指針の主な改正事項

- 本改正は、入居者の尊厳を守り、事業の持続可能性を高めるための基盤整備
- 指導指針の改正に伴い、重要事項説明書の様式も改正

- 改正事項の詳細については以下の通知をご参照ください。

「前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針等の一部改正について」(前橋市令和7年4月11日)

- 1 行政処分の傾向
- 2 立入検査の指摘事例
- 3 高齢者虐待防止
- 4 介護保険サービスの適正利用
- 5 指導指針の改正点
- 6 自主点検表の活用**

自主点検表の活用

自主点検表の概要

- 老人福祉法・施行規則及び前橋市有料老人ホーム等指導指針に基づいて作成
- 施設運営に必要な確認項目を網羅

- 前橋市ホームページからダウンロードしてご利用ください。
- 年1回程度、自主点検表を活用して施設全体で運営状況の確認をお願いします。

受講報告兼アンケートのご案内

本動画の視聴後、受講報告兼アンケートの回答をお願いします

- アンケートの回答をもって、本年度の集団指導の受講が完了となります。
- アンケートフォームのリンクは前橋市ホームページの本動画掲載ページに記載されています。

回答期限

令和7年12月24日

ご視聴ありがとうございました。

